

一般行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年6月1日～令和13年5月31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：子どもの保育園・幼稚園・学校等の行事の参加や家族旅行の休暇取得を奨励する。

目標 2：育児・介護に限定しない時間単位の休暇の取得 を年5日まで認める。

(時間単位で取得する場合は1時間単位で、1日の年次有給休暇に相当する時間は8時間とする)

目標 3：小学校就学前の社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学生の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和8年 5月から取得促進のための検討開始
- 令和 8年6月から 社員への周知、制度の導入